

●香川県告示第450号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成20年10月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許年月日

平成20年10月2日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋武紀

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡小豆島町田浦字下北原甲354番1から字南原甲654番16に至る間に隣接する無番地及び字南原甲654番16、甲654番4、甲654番17、甲654番23、甲654番20地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ平成20年春分の満潮位（D. L. +1.84m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三等三角点 馬立（北緯34度27分24.7282秒、東経134度17分38.6351秒。以下「基点」という。）から236度39分58秒 931.25mの地点

②の地点 ①の地点から202度24分35秒 10.76mの地点

③の地点 ②の地点から134度52分23秒 36.00mの地点

④の地点 ③の地点から160度08分49秒 34.00mの地点

⑤の地点 ④の地点から250度08分49秒 12.50mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から159度51分45秒 4.17mの地点

(3) 面積

1,200.23平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡小豆島町田浦字下北原甲354番1から字南原甲654番16に至る間に隣接する無番地、字南原甲654番16、甲654番10、甲654番4、甲654番4に隣接する無番地、甲654番5、甲654番17、甲654番26、甲654番22、甲654番23、甲654番21、甲654番20地内及び字下北原甲354番1から字南原甲654番16に至る間に隣接する無番地、字南原甲654番16、甲654番4、甲654番17、甲654番23、甲654番20地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とIの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から236度50分54秒 926.93mの地点

Bの地点 Aの地点から202度24分35秒 58.91mの地点

Cの地点 Bの地点から246度45分32秒 15.80mの地点

Dの地点 Cの地点から160度08分49秒 53.86mの地点

⑤の地点 ④の地点から70度08分49秒 87.11mの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から344度04分39秒 13.95mの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から260度04分47秒 10.96mの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から340度10分14秒 40.30mの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から323度13分40秒 19.51mの地点

(3) 面積

5,820.69平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地、道路用地